

# 那覇市議会議員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は罹患者との濃厚接触者等になった場合の対応

令和5年3月10日  
議会運営委員会決定

## 1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合

- (1) 議員は、議会内における感染拡大を防止するために必要な情報(現在の状態、症状が出た日の2日前(無症状の場合は検査日の2日前)からの行動歴等)を記録し、議会事務局庶務課(以下「庶務課」という。)に連絡する。  
庶務課長は、事務局長にこれらの情報を報告し、議長を始めとした全議員に連絡する。
- (2) 議員は、確定診断された時点で、保健所及び医療機関(以下「保健所等」という。)の指示に従い、入院、宿泊療養、自宅療養等を行う。
- (3) 議員は、保健所等の調査に対応する。
- (4) 議員は、外出、登庁等の可否について、保健所等の指示、助言等に従い、その時期が確定したときは、速やかに、庶務課に連絡する。  
庶務課長は、事務局長に当該時期を報告し、議長を始めとした全議員に連絡する。
- (5) 庶務課は、新型コロナウイルス感染症に伴う施設等消毒活動マニュアル(令和2年4月11日 総務部長決裁)のとおり、議会内の消毒を行う。

## 2 議員が何らかの症状があつて任意でPCR検査を受けた場合

- (1) 議員は、PCR検査を受けたことを庶務課へ連絡する。
- (2) 議員は、PCR検査の結果が出るまで自宅待機し、その間、検温等の健康観察を行うとともに、倦怠感、呼吸困難の有無等の症状を記録する。
- (3) 議員は、前号のPCR検査の結果により、以下の対応を行う。
  - ア 陽性的場合 「1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合」と同様の対応

イ 陰性の場合 外出、登庁等の可否について、新型コロナウイルス相談窓口(県コールセンター 098-866-2129)へ相談し、検査結果と相談内容を庶務課へ連絡

### 3 議員が濃厚接触者と認定された場合

- (1) 議員は、保健所から濃厚接触者として認定された場合、議会内における感染拡大を防止するために必要な情報(現在の状態、罹患者との接触日、接触の程度、接触時の状態、接触後の行動歴等)を記録し、庶務課に連絡する。
- (2) 議員は、保健所等の指示に従い、自宅待機、健康観察、PCR検査、受診等を行う。
- (3) 議員は、前号のPCR検査の結果により、以下の対応を行う。
  - ア 陽性の場合 「1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合」と同様の対応
  - イ 陰性の場合 症状の有無にかかわらず、外出、登庁等の可否について保健所等の指示に従うとともに、庶務課に連絡
- (4) 庶務課は、「1 議員が罹患(PCR検査で陽性と確定)した場合」(5)と同様に消毒を行う。

### 4 議員が、濃厚接触者として認定されPCR検査を受けた者と濃厚な接触があった場合

- (1) 何らかの症状がありPCR検査を受け、その結果が確定していない濃厚接触者と、症状が出た日の2日前から濃厚な接触があった議員は、その結果が確定するまで、登庁を控える。
- (2) 症状は無いが、PCR検査を受け、その結果が確定していない濃厚接触者と、検査日の2日前から濃厚な接触があった議員は、その結果が確定するまで、登庁を控える。
- (3) 議員は、前各号のPCR検査の結果により、以下の対応を行う。
  - ア 陽性の場合 議員は、濃厚接触者と認定される可能性があるため、保健所等から指示があるまで、自宅待機
  - イ 陰性の場合 議員は、検温等の健康観察を行い、感染予防策を確実に実施した上で、登庁

## 5 議員が、濃厚接触者として認定された者と接触があった場合

※ 濃厚接触者の判断要素(厚生労働省新型コロナウイルスQ&A(一般向け))

- ・ 必要な感染予防策(3密回避策、マスク着用等)をせずに手で触れること
- ・ 対面で1m程度以内の距離で15分以上の接触(会話)があること

(1) 議員が、濃厚接触者と※濃厚接触者としての判断要素に該当しない接触があった場合、最終接触日から1週間程度は確実に、検温等の健康観察を行う。

(2) 議員は、前号の健康観察を行った上で、感染を疑われる症状が無い場合、感染予防策を確実に実施した上で、登庁する。